



令和8年8月28日

九州運輸局

自動車検査証の有効期間を伸長します（再伸長）

～令和8年熊本地震による被害を受けて～

令和8年熊本地震の被害に伴い、現時点の被災状況を踏まえて、熊本県に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が7月29日から9月30日までの自動車について、10月1日まで自動車検査証の有効期間を再伸長します。

併せて、保安基準適合証等^{*1}及び限定自動車検査証^{*2}についても再延長します。

1. 令和8年熊本地震の被害に伴い、被害地域に使用の本拠の位置を有する自動車は、継続検査を受検することが困難であり、自動車検査証の有効期間が切れ、使用に支障が生じるおそれがあります。

このため、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を伸長することとし、本日公示したのでお知らせします。

なお、当該公示により有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については、令和8年10月1日の継続検査を申請する時までに契約すればよいこととなります。

○ 対象となる自動車

対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和8年7月29日から9月30日までのもの

○ 伸長後の有効期間満了日

自動車検査証の有効期間を満了する日を、令和8年10月1日まで伸長

○ 継続検査の手続き

対象となる自動車については、令和8年10月1日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続は不要です。

○ 自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが伸長する日までを限度して猶予されます。

詳しくは、契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

2. 令和8年熊本地震の被害に伴い、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条の規定に基づき、保安基準適合証等及び限定自動車検査証の有効期間を再延長することとしました。

- 熊本県に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者（以下「指定工場」という）が交付した保安基準適合証等であって、保安基準適合証等の有効期間が7月29日から9月30日までのものについて、10月1日まで延長
- 熊本県に使用の本拠を有する車両のうち、限定自動車検査証の有効期間が7月29日から8月11日までのものについて、10月1日まで延長

- ※1 保安基準適合証等とは、継続検査時等に現車提示を省略するために民間車検場が発行する、保安基準適合証及び保安基準適合標章
- ※2 限定自動車検査証とは、継続検査等に不適合となった場合に、整備を行うことを目的とする場合に限って自動車が運行できるよう自動車検査証の代わりに交付するもの。

3. 今回の再伸長については、依然として地震の影響により車検を受けることが難しい状況が続いていることから、再度1か月の伸長を行うものです。

(初回の伸長等)

○自動車検査証の有効期間

7月29日から8月28日までのものを8月31日まで伸長

○保安基準適合証等の有効期間

7月29日から8月30日までのものを8月31日まで延長

○限定自動車検査証の有効期間

7月29日から8月11日までのものを8月31日まで延長

4. なお、今後対象地域の状況等に応じ、有効期間の再伸長等を検討してまいります。

<お問い合わせ先>

【自動車検査証及び限定自動車検査証関係】

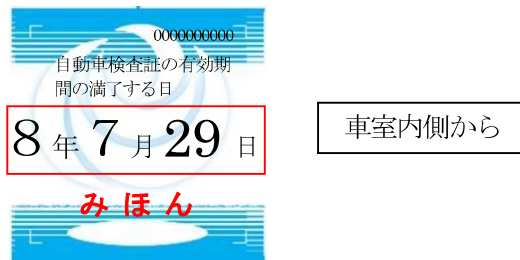
自動車技術安全部 技術課 桂、大塚 TEL 092-472-2539

【保安基準適合証関係】

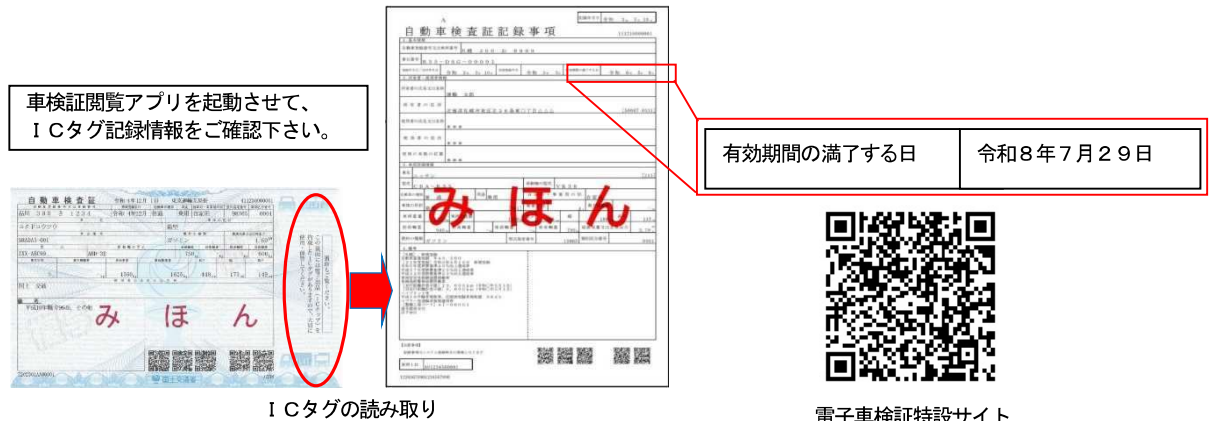
自動車技術安全部 整備課 岡部、安部 TEL 092-472-2537

(参考1) 自動車検査証の有効期間の満了する日の確認方法

(1) 【検査標章（ステッカー）の場合】（ナンバープレート用を除く）



(2) 【電子車検証の場合】（車検証閲覧アプリ対応のPC／スマートフォン等が必要になります。）



<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/user/application/>

(参考2) 参照条文

○道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）（抜粋）

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

（平成8年 法律第85号）（抜粋）

第3条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は内閣府設置法（平成11年法律第89号）第7条第3項若しくは第58条第4項（宮内庁法（昭和22年法律第70号）第18条第1項において準用する場合を含む。）、デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）第7条第3項若しくは国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第12条第1項若しくは第13条第1項の命令若しくは内閣府設置法第7条第5項若しくは第58条第6項若しくは宮内庁法第8条第5項、デジタル庁設置法第7条第5項若しくは国家行政組織法第14条第1項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行

政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第49条第1項及び第2項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法第3条第2項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項又は国家行政組織法第3条第2項に規定する委員会である場合にあっては、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であってその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であってその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延長期日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

- 一 法令に基づく行政庁の処分（特定非常災害発生日以前に行ったものに限る。）により付与された権利その他の利益であって、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの
 - 二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることができる権利であって、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの
- 2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

○国土交通省告示第37号

特定権利利益：道路運送車両法第71条の2第1項の規定に基づく限定自動車検査証の交付

対 象 者：令和8年熊本地震に伴って道路運送車両法第61条の2第1項の規定に基づき自動車検査証の有効期間を伸長する旨の公示（以下「伸長公示」という。）をした運輸支局長が別に公示する地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の使用者

延長後の満了日：伸長公示をした運輸支局長が当該伸長公示で定める自動車検査証の有効期間の満了日

特定権利利益：道路運送車両法第94条の5第1項の規定に基づく保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付

対 象 者：伸長公示をした運輸支局長が別に公示する地域に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章を受領した者

延長後の満了日：伸長公示をした運輸支局長が当該伸長公示で定める自動車検査証の有効期間の満了日

(参考3) 熊本運輸支局長の公示の内容

公 示

令和8年熊本地震の被害に伴い、自動車検査証、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定自動車検査証の有効期間を、下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 熊本県内に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が令和8年7月29日から令和8年9月30日までのものは、令和8年10月1日をもって満了するものとする。
2. 熊本県内に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が令和8年7月29日から令和8年9月30日までのものは、令和8年10月1日をもって満了するものとする。
3. 熊本県内に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和8年7月29日から令和8年8月11日までのものは、令和8年10月1日をもって満了するものとする。

令和8年8月28日

九州運輸局 熊本運輸支局長